

愛知県管理事業評価実施要領

改正 平成 28 年 6 月 13 日 平成 30 年 4 月 1 日
平成 31 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、愛知県行政評価実施要綱の規定に基づき、県の管理事業を対象とする管理事業評価（以下「評価」という。）制度の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(評価の実施主体)

第 2 条 評価は、原則として管理事業を所管する各課室等（実施機関の各課室又は事務局をいう。以下同じ。）が実施する。ただし、これに抛りがたいとして総務局長が定める管理事業については、総務局長が定める課室等が実施するものとする。

(評価の対象)

第 3 条 評価の対象は、全ての管理事業とする。

(評価の方法)

第 4 条 管理事業の執行結果、見込みについて、成果指標等を用いて必要性、有効性及び効率性の観点から評価を行う。

2 評価については、管理事業評価調書（別紙様式 1）を作成することにより行う。

(評価の時点)

第 5 条 評価は、現年度に実施している管理事業について、前年度実績及び現年度執行見込みを踏まえて実施する。

なお、現年度については、8 月までの管理事業の実施実績を踏まえた当該年度の執行見込みとする。

(評価の結果の活用)

第 6 条 管理事業を所管する各課室等は、評価の結果を、事務事業の見直し、予算編成等に活用するものとする。

(評価の結果の公表)

第 7 条 評価の結果は、総務局総務部総務課において取りまとめの上、インターネット上で公表するほか、県民文化局県民生活部県民生活課（愛知県県民相談・情報センター）において閲覧に供する。

(その他)

第 8 条 この要領に定めるもののほか、評価の実施に関し必要な事項は、総務局長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

愛知県管理事業評価実施要領第2条に基づき総務局長が定める管理事業

管理事業	評価実施課室
上水道事業	企業庁経営管理課
県立病院事業	病院事業庁経営課
工業用水道事業	企業庁経営管理課
収用委員会運営事業	収用委員会事務局